(災害対策特別委員会)

地 震 防 災 対 策強化 地 域 に お け る 地 震 対 策緊急整備事 業 に 係 る国 の 財 政上 の 特 別 措 置 に 関 す る 法

律 の 部 を 改 正 する法 律 案 衆第六号)(衆 議 院 提 出) 要旨

本 法 律 案 は、 地 震 防災 対 策 強 化 地 域 に お け る 地 震 対 策 緊 急 整 備 事 業 に 係 る国 の 財 政 上 の 特 別措 置 に 関 する

法 律 の 実 施 の 状 況 に か h が み そ の 有 効 期 限 を 延 長 する等 の 必 要 な措 置 を 講じようとす る も の で あ ı) そ ഗ

主な内容は次のとおりである。

地 震 防 災 対 策 強 化 地 域 に お け る 地 震 対 策緊 急整 備 事 業 に 係 る国 の 財 政 上 の特別措置 に 関 する法律 の 有 効

期限を平成二十七年三月三十一日まで五年間延長する。

地 震 対 策緊 急 整 備 事 業 計 画 の 関 係 都 道 府 県 知 事 ^ の 作 成 の 義 務 付 け を 廃 近し、 任 意 事 項とする。

 \equiv 公 立 の 小学校若 しくは中学校又は中等 教育学校 の 前 期 課 程 の 木造 以 外の校舎 の 補 強 で、 地 震 に ょ る 倒 壊

ഗ 危 険 性 が 高 しし ものとして文部科学大臣 の定める基 準に該当する校舎に係るものについて、 現 行法では二

分の一とされている国の負担割合を三分の二とする。

四、この法律は、 公布の日から施行する。 ただし、二及び三は、 平成二十二年四月一日から施行する。